

未来は、ミルクの中にある。



雪印メグミルク

第7回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時

場所 札幌市中央区南三条西十二丁目
札幌プリンスホテル
国際館パミール3階

※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。

議案	第1号議案	定款一部変更の件
	第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
	第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
	第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
	第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件

目次

第7回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使に関するご案内	3
(参考書類)	
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	25
連結計算書類	46
計算書類	49
監査報告	52

雪印メグミルク株式会社
証券コード 2270

証券コード 2270
平成28年6月8日

株 主 各 位

札幌市東区苗穂町六丁目1番1号

雪印メグミルク株式会社

代表取締役社長 西尾 啓 治

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

本年4月の熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご投函くださるか、電磁的方法（インターネット等）により平成28年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 札幌市中央区南三条西十二丁目
札幌プリンスホテル 国際館パミール3階
※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。
3. 目的事項
 - 報告事項 第7期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により招集通知を受け取ることを承諾し、議決権行使書用紙を不要とご指定いただきました株主様には、議決権行使書用紙をお送りしておりません。当日ご出席なさる場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を平成28年6月20日（月曜日）午後5時までに株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社証券代行部）までご請求ください。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。また、この場合、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 介助または日本語通訳が必要な株主様に限り、介助者または通訳者を1名同伴して入場することができます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主様である場合を除き、会場内では介助者または通訳者としての言動に制限されます。また、議決権を有する株主様でない介助者および通訳者へのお土産はございません。
- (4) 法令および当社定款第16条の規定に基づき、会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、当社ホームページ（<http://www.meg-snow.com/>）に掲載しておりますので、本冊子には記載していません。したがって、本冊子に記載した内容は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

【議決権行使書用紙のご請求先】

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-288-324(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土曜日、日曜日、休日を除く)

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.meg-snow.com/>）に訂正表を掲載させていただきます。
- 本総会の議事はすべて日本語で行ないますことをあらかじめご了承ください。

議決権行使に関するご案内

1. 郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成28年6月27日(月曜日)午後6時まで**に到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使について

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記)にて議決権を行使することが可能です。インターネットによる議決権行使を希望される株主様は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインし、画面の案内に従って行使してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードの変更が必要となります。

<http://www.it-soukai.com/>

(2) 議決権行使について

- ① **平成28年6月27日(月曜日)午後6時までの行使を有効とさせていただきます。**
- ② 書面とインターネットにより、二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ③ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) パスワードについて

- ① パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は、本総会のみ有効です。次の株主総会の際には、新たに発行いたします。
- ② パスワードは、議決権行使ウェブサイトから行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様にパスワードをお問合せすることはございません。
- ③ パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

(4) 其他のご注意事項

- ① インターネットのご利用に関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ② 議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行なっておりますが、株主様のご使用の機器によってはご利用いただけない場合がございます。
- ③ ご不明な点につきましては、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

1. 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電 話 0120-768-524(フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00(土曜日、日曜日、休日を除く)
2. 上記1. 以外のご不明な点に関するお問合せ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電 話 0120-288-324(フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00(土曜日、日曜日、休日を除く)

◇機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」による議決権行使について

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた機関投資家の皆様につきましては、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案から第6号議案の補足説明

当社は、取締役会の監督機能の強化および業務執行の機動性向上を図るため、平成28年2月25日開催の取締役会において「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議いたしました。

1. 監査等委員会設置会社について

- (1) 監査等委員会設置会社は、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに創設された機関設計で、監査役会および監査役に代わって監査等委員会を設置する株式会社です。
- (2) 監査等委員会は、監査等委員である取締役によって構成し、その過半数が社外取締役となります。これまで監査役会および監査役が担ってきた監査のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任・解任や報酬について、株主総会で意見を述べるができる権限を有しております。
- (3) 監査等委員である取締役は、業務執行を行いませんが、監査役と異なり取締役会での議決権を有していることから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事に関与するほか、自らの職責の範囲内で取締役会が担う監督機能を担うこととなり、取締役会の監督機能の強化を図ることができます。
- (4) 監査等委員会設置会社は、取締役会の監督機能を強化することを目的とした機関設計であることから、定款の定めによって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役会から取締役に委任することができます。

2. 移行することとした理由

当社は、監査役会設置会社の機関設計のもと、執行役員制度を導入し、取締役会は重要な意思決定および執行役員の業務執行の監督を行なう体制をとってまいりました。今後、更なる企業価値の向上を図るための方策を検討した結果、次の理由によって監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

- (1) 監査等委員会の構成員である監査等委員が取締役として議決権を持つことにより、取締役会の監督機能の強化を図ります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の役割および役員体制を見直すことにより、「意思決定の迅速化」や「執行体制の効率化」など業務執行の機動性向上を図ります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化および業務執行の機動性向上を図るため、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目について、定款の変更を行なうものであります。
- ① 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等
 - ② 取締役会決議によって、取締役会が有する「重要な業務執行の決定」の権限の全部または一部を取締役に委任できるようにする規定の新設
 - ③ 監査役の実任免除および責任限定契約に関する規定を削除することに伴う経過措置の新設
- (2) 「株式取扱規程」の名称を「株式取扱規則」に変更いたします。これに伴い、必要な項目について、定款の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他の取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他の取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数) 第20条 <u>1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任) 第21条 (新設)</p> <p><u>1. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任) 第21条 <u>1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(解任) 第22条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>(解任) 第22条 <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p>
<p>(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第23条 <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会) 第26条 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項の招集の通知は、各取締役および<u>各監査役</u>に対し会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 5. (条文省略) 6. 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会) 第26条 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 前項の招集の通知は、各取締役に<u>対し</u>会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 5. (現行どおり) 6. 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27～28条（条文省略）	第28～29条（現行どおり）
<u>(報酬等)</u> 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	<u>(報酬等)</u> 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第30条（条文省略）	第31条（現行どおり）
第5章 監査役および監査役会	
<u>(員数)</u>	(削除)
第31条 当会社の監査役は4名以内とする。	(削除)
<u>(選任)</u>	(削除)
第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。	
<u>(任期)</u>	(削除)
第33条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第35条 1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>4. <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会)</u> 第33条 1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前迄に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 3. 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行なう。 4. 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行ない、これを10年間本店に備え置く。
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第38～41条 (条文省略)	第35～38条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>附則 第 1 条 第23条の規定にかかわらず、平成26年6月26日開催の第5回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成28年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。</p>	<p>附則 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役 of 責任限定契約に関する経過措置) 第 2 条 第7回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役16名全員は任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任を監査等委員である取締役と区別してお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が選任された場合の任期は、次回定時株主総会終結の時までとなります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p>  <p style="text-align: center;">にし お けい じ 西 尾 啓 治 (昭和34年2月19日生) 取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)</p>	<p>昭和56年4月 雪印乳業株式会社入社 平成14年4月 同 乳食品事業部 部長 平成14年10月 同 乳食品営業部長 平成15年6月 同 執行役員乳食品営業部長 平成16年1月 同 執行役員チーズ事業部 副事業部長 平成16年6月 同 常務執行役員関東販売本部長 平成21年6月 同 常務執行役員広域営業部長兼関東販売本部長 平成21年10月 同 取締役執行役員広域営業部長兼関東販売本部長 平成23年4月 当社 執行役員営業統括部長 平成25年6月 同 取締役執行役員 平成26年3月 同 取締役執行役員市乳事業部長 平成27年4月 同 代表取締役社長</p> <p style="text-align: right;">現在に至る</p> <p>(担当) 経営全般担当 (重要な兼職の状況) 全国飲用牛乳公正取引協議会 委員長 チーズ普及協議会 会長 チーズ公正取引協議会 委員長</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 4,541株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 経営者として豊富な経験と幅広い識見を有し、経営企画、営業企画、商品企画をはじめ、当社の事業に精通しており、経営方針を明確に打ち出すなど最高経営責任者としてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>再任</p>  <p>なんば たかお 難波 隆夫 (昭和30年8月2日生) 取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)</p>	<p>昭和53年4月 全国農業協同組合連合会入会 平成14年1月 全国農協直販株式会社 経営企画室長 平成14年6月 同 常務取締役 平成15年1月 全国農業協同組合連合会 本所酪農部 次長 平成15年11月 日本ミルクコミュニティ株式会社 常務取締役 平成21年10月 同 代表取締役社長 当社 取締役 平成23年4月 同 取締役専務執行役員 平成25年6月 同 代表取締役副社長</p> <p>現在に至る</p> <p>(担当) 経営全般社長補佐 監査・ロジスティクス担当</p>	普通株式 8,063株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営者として豊富な経験と幅広い識見を有し、経営企画、営業、酪農、ロジスティクスなどの分野に精通しており、当社の経営陣幹部としてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	<p>再任</p>  <p>いしだ たかひろ 石田 隆廣 (昭和32年4月2日生) 取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)</p>	<p>昭和55年4月 農林中央金庫入庫 平成12年4月 同 宮崎支店長 平成14年7月 同 総合企画部 グループ戦略室長兼副部長 平成16年6月 日本ミルクコミュニティ株式会社 執行役員経営企画部長 平成17年7月 農林中央金庫 J Aバンク統括部 主任調査役 平成18年6月 同 システム企画部長 平成19年6月 ジェイエイバンク電算システム株式会社 代表取締役副社長 平成20年4月 農中情報システム株式会社 代表取締役副社長兼 J A S T E M事業本部長 平成20年6月 農林中央金庫 常務理事 平成23年6月 農中情報システム株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 当社 代表取締役副社長</p> <p>現在に至る</p> <p>(担当) 経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当</p>	普通株式 4,088株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営者として豊富な経験と幅広い識見を有し、経営企画、人事、財務、情報システムなどの分野に精通しており、当社の経営陣幹部としてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>再任</p>  <p>こう さか しん や 幸 坂 眞 也 (昭和32年9月15日生) 取締役会への出席状況 25回/26回 (96%)</p>	<p>昭和55年4月 雪印乳業株式会社入社 平成14年4月 同 経営企画室長 平成15年1月 同 S C M推進部長 平成15年6月 同 執行役員 S C M推進部長 平成16年1月 同 執行役員 チーズ事業部長 平成17年4月 同 執行役員 業務製品事業部長 平成18年6月 同 業務製品事業部長 平成18年10月 同 投資企画部長 平成19年10月 同 物流部長 平成21年10月 当社 統合戦略部 副部長 平成22年4月 同 統合戦略部長 平成23年4月 同 執行役員 平成23年6月 同 取締役執行役員 平成25年6月 同 取締役常務執行役員</p> <p>(担当) 総合企画室・管理・広報担当</p> <p>現在に至る</p>	普通株式 4,696株
<p>【取締役候補者とした理由】 管理部門において豊富な経験を有し、特に経営管理や企業統治、資材調達や乳製品などの分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5	<p>再任</p>  <p>つち おか ひで あき 土 岡 英 明 (昭和30年9月19日生) 取締役会への出席状況 25回/26回 (96%)</p>	<p>昭和54年4月 雪印乳業株式会社入社 平成15年1月 日本ミルクコミュニティ株式会社 札幌支店長 平成15年5月 同 北海道事業部長 平成18年3月 同 営業統括部 マーケティンググループ 部長 平成19年4月 同 営業統括部 商品企画開発グループ部長 平成21年10月 当社 統合戦略部 副部長 平成23年4月 同 執行役員 平成23年6月 同 取締役執行役員 平成27年6月 同 取締役常務執行役員</p> <p>(担当) 家庭用事業管掌、広域営業担当</p> <p>現在に至る</p>	普通株式 2,086株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業部門において豊富な経験を有し、特に販売戦略や商品企画、マーケティング、広域量販営業などの分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>再任</p>  <p>こにし ひろあき 小西 寛 昭 (昭和35年3月21日生) 取締役会への出席状況 25回/26回 (96%)</p>	<p>昭和61年4月 雪印乳業株式会社入社 平成14年10月 同 商品安全監査室長 平成15年1月 同 商品安全保証室長 平成15年6月 同 執行役員商品安全保証室長 平成18年6月 同 技術企画室長 平成20年1月 同 広報室長 平成20年2月 同 秘書室長兼広報室長 平成21年10月 当社 広報部長 平成23年4月 同 執行役員研究開発部長 平成23年6月 同 取締役執行役員研究開発部長</p> <p>現在に至る</p> <p>(担当) 研究開発・商品開発・ミルクサイエンス研究所・品質保証担当</p>	普通株式 4,586株
<p>【取締役候補者とした理由】 研究企画や品質保証部門において豊富で幅広い経験を有し、特に研究開発や技術開発、商品開発などの分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
7	<p>再任</p>  <p>しろ はた かつ ゆき 城 端 克 行 (昭和31年5月8日生) 取締役会への出席状況 26回/26回 (100%)</p>	<p>昭和55年4月 雪印乳業株式会社入社 平成15年10月 日本ミルクコミュニティ株式会社 野田工場長 平成19年1月 同 生産統括部 生産技術グループ副部長 平成21年4月 同 生産統括部 生産技術グループ部長 平成23年4月 当社 品質保証部長 平成24年4月 同 執行役員品質保証部長 平成25年6月 同 取締役執行役員品質保証部長 平成26年3月 同 取締役執行役員品質保証部長兼機能性食品事業部長 平成27年6月 同 取締役執行役員生産統括部長 平成28年4月 同 取締役執行役員生産技術部長</p> <p>現在に至る</p> <p>(担当) 生産・生産技術副担当</p>	普通株式 2,656株
<p>【取締役候補者とした理由】 生産工場や生産技術などの部門において豊富で幅広い経験を有し、特に生産管理などの分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  こいたばし まさと 小 板 橋 正 人 (昭和34年5月28日生) 取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)	昭和58年4月 雪印乳業株式会社入社 平成15年8月 同 社長室 部長 平成16年1月 同 原料乳製品事業部長 平成18年10月 同 九州支店長 平成20年10月 同 酪農部長 平成22年5月 一般社団法人日本乳業協会 出向 平成23年5月 同 常務理事 平成24年5月 同 専務理事 平成26年6月 当社 執行役員酪農部長 平成27年6月 同 取締役執行役員酪農部長 (担当) 酪農・社史編纂担当 現在に至る	普通株式 3,306株
【取締役候補者とした理由】 営業、酪農部門で蓄積した豊富な経験と人脈を有し、特に乳製品部門の販売戦略や酪農生産などの分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  もと い ひで き 本 井 秀 樹 (昭和36年12月20日生)	昭和59年4月 農林中央金庫入庫 平成16年7月 同 那覇支店長 平成17年8月 みずほ証券株式会社 系統営業部長 平成19年7月 農林中央金庫 投融資企画部 副部長 平成21年7月 雪印乳業株式会社 経営企画室 部長 平成21年10月 当社 経営企画部長 平成23年4月 同 総合企画室長 平成23年7月 農林中央金庫 農林水産環境統括部長 平成26年6月 同 常務理事 平成28年5月 当社 顧問 現在に至る	普通株式 0株
【取締役候補者とした理由】 金融機関を中心に財務・経理部門において豊富な経験を有し、特に企業ファイナンスやIRの分野に精通しており、また当社の経営統合に尽力した経験もあることから、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div>  あなんひさ 阿南久 (昭和25年2月17日生) 取締役会への出席状況 17回/19回 (89%)	平成3年6月 生活協同組合コープとうきょう 理事 平成11年6月 東京都生活協同組合連合会 理事 平成13年6月 日本生活協同組合連合会 理事 平成15年8月 全国労働者共済生活協同組合連合会 理事 平成19年10月 全国消費者団体連絡会 事務局長 平成20年5月 同 事務局長 平成24年8月 消費者庁 長官 平成26年8月 同 長官退任 平成27年6月 当社 社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事	普通株式 177株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、消費者団体において豊富な経験を有し、消費者庁長官を務める等、特に消費生活などの分野に精通しており、当社の経営に対する助言、提言および監督に生かしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p> <p>【独立性に関する事項】 同氏は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。第1号議案および本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合は、引き続き独立役員として届け出る予定です。 なお、同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 阿南久氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 阿南久氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年になります。
 4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、第1号議案および本議案が承認可決され、阿南久氏が取締役に就任した場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。
 5. 小坂橋正人氏および阿南久氏の取締役会出席状況は、平成27年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
 6. 独立役員の指定につきましては、22頁に記載の「雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準」に基づいて行なっております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。


本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者が選任された場合の任期は、第9回（平成30年6月）定時株主総会終結の時までとなります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div data-bbox="192 567 253 597" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div>  <p>ちば しのぶ 千 葉 忍 (昭和30年1月26日生) 取締役会への出席状況 19回/19回 (100%)</p>	<p>昭和53年4月 雪印乳業株式会社入社 平成15年1月 日本ミルクコミュニティ株式会社 コミュニケーション部長 平成15年10月 同 広域営業部長 平成16年1月 同 営業統括部 商品企画開発グループ部長 平成19年4月 同 管理統括部 総務人事グループ部長 平成21年6月 同 執行役員管理統括部長 平成21年10月 同 取締役執行役員管理統括部長 平成23年4月 当社 執行役員 平成23年6月 同 取締役執行役員 平成27年6月 同 監査役</p> <p style="text-align: right;">現在に至る</p>	<p>普通株式 2,817株</p>
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 管理部門において豊富な経験を有し、また当社の経営経験に基づく広範で深い知識と見識を有しており、取締役の職務執行の監督・監査等を行なうための相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div>  <p style="text-align: center;">しん じょう ただ お 新 庄 忠 夫 (昭和22年7月13日生) 取締役会への出席状況 26回/26回(100%)</p>	<p>昭和47年4月 農林省(現 農林水産省)入省 平成12年4月 食糧庁 次長 平成13年1月 農林水産省退職 平成13年2月 特殊法人緑資源公団 理事 平成15年10月 独立行政法人緑資源機構 理事 平成16年8月 あずさ監査法人 特別顧問 平成19年6月 雪印乳業株式会社 監査役 平成21年10月 当社 監査役</p> <p style="text-align: right;">現在に至る</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 2,709株</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 農林水産業に関する幅広い知識と行政に在職した経験を取締役職務執行に対する監督・監査に生かしていただけるものと判断し、取締役候補者となりました。</p> <p>【独立性に関する事項】 同氏は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。第1号議案および本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合は、引き続き独立役員として届け出る予定です。 なお、同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役または監査等委員である取締役としての報酬等は除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。</p>			

招集ご通知


株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div>  <p>にし かわ いく お 西川 郁生 (昭和26年7月1日生) 取締役会への出席状況 23回/26回(88%)</p>	<p>昭和49年10月 監査法人栄光会計事務所（現 新日本有限責任監査法人）入社 平成2年9月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員 平成5年1月 国際会計基準委員会（IASC）理事会日本代表 平成7年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成10年6月 国際会計基準委員会（IASC）理事会日本代表退任 平成13年6月 日本公認会計士協会常務理事退任 平成13年7月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）退社 平成13年8月 企業会計基準委員会副委員長 平成19年4月 企業会計基準委員会委員長 平成24年4月 慶應義塾大学商学部教授（現職） 平成26年6月 日本電産株式会社社外監査役（現職） 平成26年6月 エーザイ株式会社社外取締役（現職） 平成26年6月 当社 監査役</p> <p style="text-align: right;">現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 慶應義塾大学商学部 教授 エーザイ株式会社 社外取締役 日本電産株式会社 社外監査役</p>	普通株式 349株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士として専門的で高度な知識と幅広い経験を取締役の職務執行に対する監督・監査に生かしていただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。</p> <p>【独立性に関する事項】 同氏は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。第1号議案および本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合は、引き続き独立役員として届け出る予定です。 なお、同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役または監査等委員である取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新庄忠夫氏および西川郁生氏は、現在、当社の社外監査役であります。当社の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、新庄忠夫氏が6年8箇月、西川郁生氏が2年になります。
3. 当社は、第1号議案および本議案が承認可決され、千葉忍氏、新庄忠夫氏および西川郁生氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、三氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。
4. 千葉忍氏の取締役会出席状況は、平成27年6月25日の監査役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
5. 独立役員の指定につきましては、22頁に記載の「雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準」に基づいて行なっております。

雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準

雪印メグミルク株式会社（以下「当社」という。）は、当社の社外取締役（以下「社外役員」という。）が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は、当社に対して十分な独立性を有するものと判断いたします。

1. 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社と取引等があった次の者

- (1) 当社または当社子会社を取引先とする者のうち、当社グループからの支払額が当該取引先グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員もしくは使用人（以下あわせて「業務執行者」という。）
- (2) 当社または当社子会社の取引先である者のうち、当社グループへの支払額が当社グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (3) 当社または当社子会社の借入額が、当社グループ連結総資産の2%を超える者またはその業務執行者
- (4) 当社または当社子会社から1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える金銭その他の財産（役員報酬を除く。）を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家で、当該財産を得ている者が団体である場合には、当該団体に所属する者

2. 過去3年内において、大株主であった次の者

- (1) 当社の議決権比率10%以上の保有者（間接保有を含む。）またはその業務執行者
- (2) 当社または当社子会社が議決権比率10%以上を保有した会社（間接保有を含む。）の業務執行者

3. 当社・当社子会社・取引先等またはその関係者の親族

- (1) 過去10年内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - ① 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員または本部長
 - ② 当社の非業務執行取締役
- (2) 過去3年内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - ① 前1. (1)、(2)および(3)ならびに前2. に掲げる者で、業務執行者の場合は業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員または部長クラスの者
 - ② 前1. (4)に掲げる者（会計専門家については公認会計士、法律専門家については弁護士（アソシエイトを含む。）に限る。）

4. その他の関係者

- (1) 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社から1事業年度中に1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える寄付を受けた者またはその業務執行者
- (2) 過去3年内に当社または当社子会社の出身者が他の会社において社外役員に就いていた場合における当該他の会社の業務執行者

以上

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。


つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、この決議の効力は、次回定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
 はつとりあきと 服部明人 (昭和33年11月28日生)	平成元年4月 弁護士登録 三宅・昌澤・山崎法律事務所入所 平成3年4月 尾崎法律事務所入所 平成18年11月 服部明人法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 服部明人法律事務所 代表 株式会社萩原材木店 代表取締役社長 現在に至る	普通株式 0株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

服部明人氏につきましては、弁護士としての高い専門性を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

また、同氏は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

服部明人氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査等委員である取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

- (注) 1. 服部明人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 服部明人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、服部明人氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月28日開催の第1回定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役の報酬等の額を年額1,500万円以内）とすることをご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。したがって、会社法の定めに基づき、現在の取締役の報酬等の額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定をお願いするものであります。

つきましては、経済情勢その他諸般の事情も考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額10億円以内（うち、社外取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内）と決定することをお願いいたしますと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしますと存じます。

現在の取締役の員数は16名（うち、1名は社外取締役）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち、1名は社外取締役）となります。

なお、本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。したがって、会社法の定めに基づき、監査等委員である取締役の報酬等の額の決定をお願いするものであります。

つきましては、監査等委員の職責、経済情勢その他諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額2億円以内と決定することをお願いいたしますと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、緩やかな景気回復基調が継続いたしましたが、海外経済に弱さがみられたことから、景気が下押しされるリスクがあり、先行きは不透明な状況が続きました。

個人消費はおおむね横ばいとなる中、食品業界においては、原材料価格の高騰等に伴い物価が高止まりする中で、個人の消費支出に節約する動きもみられました。

このような経営環境下、当期においては、「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」に基づき、需要の拡大と競争力の強化に取り組み、チーズやヨーグルトなどの主力商品の拡売、生産性の向上によるローコストオペレーションの実現および販売価格の見直しによるコストアップへの対応等により収益性向上に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の連結経営成績につきましては、売上高578,328百万円（前期比105.2%）、営業利益14,004百万円（前期比149.3%）、経常利益14,223百万円（前期比136.2%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、「旧横浜チーズ工場」および「旧関西チーズ工場」の売却による特別利益を計上したため、15,047百万円（前期比382.7%）となりました。また、平成28年3月末では、子会社32社および関連会社15社となっております。

なお、平成27年9月24日開催の取締役会において、タイ市場からの育児用粉乳事業撤退を決定しております。

(2) 原料乳の調達状況

当期における全国の生乳生産量は740.7万トン（前期比101.0%）と前期実績を上回りました。北海道は前期比102.0%と前期実績を上回り、都府県は前期比100.0%と前期並みとなりました。

酪農経営においては、飼料価格の低下や副産物価格の高騰により経営に改善の兆しがみえ始めています。しかしながら、高齢化や後継者不足、環太平洋経済連携協定（TPP）大筋合意による将来経営の不透明感から離農は止まらず、直近では乳牛相場の高騰により後継牛の確保も困難を極め、喫緊の課題である生乳生産基盤の維持・回復が危惧されております。

このような状況の中、当期における当社買入乳量は104.3万トン（前期比101.7%）と前期を上回りました。

(3) セグメント別概況

① 乳製品事業

当事業には、乳製品（チーズ、バター、粉乳等）、油脂（マーガリン等）、育児品（乳幼児用粉乳等）等の製造・販売が含まれております。

売上高は226,950百万円（前期比106.5%）、営業利益は9,455百万円（前期比101.6%）となりました。

売上高は、販売価格の見直し後も販売物量が堅調に推移したこと、市場拡大の影響や積極的なプロモーション活動の展開によりチーズの売上が好調に推移したこと、安定供給に努めたバターの売上が伸長し、市場低迷に伴うマーガリンの売上減少を吸収したことなどから、当事業全体では増収となりました。

営業利益は、乳価改定など原材料コストや物流コストの上昇があったものの、販売価格の見直しや戦略投資設備の活用によるコストダウンなどの収益改善策が奏功し増益となりました。

② 飲料・デザート類事業

当事業には、飲料（牛乳類、果汁飲料等）、ヨーグルト、デザートの製造・販売が含まれております。

売上高は269,401百万円（前期比105.4%）、営業利益は2,297百万円（前期は営業損失1,724百万円）となりました。

売上高は、飲料が減少したものの、ヨーグルトおよびデザートが増加し、当事業全体では増収となりました。特にヨーグルトは市場拡大に加えて、機能性表示食品制度を活用し当社保有の乳酸菌「ガセリ菌SP株」の訴求に重点的に取り組んだ結果、カテゴリー全体が大きく伸長しました。また、デザートは新商品およびリニューアル品が牽引しました。

営業利益は、乳価改定等の原材料コストや物流コストの上昇があったものの、ヨーグルトやデザートの売上の伸長に伴い、収益性の高い商品の構成比が高まったこと、販売価格の見直しなどの収益改善策が寄与したこと、生産ラインの見直しを進めたことなどから、大幅な増益となり黒字化しました。

③ 飼料・種苗事業

当事業には、牛用飼料、牧草・飼料作物種子、野菜種子の製造・販売が含まれております。

売上高は45,955百万円（前期比96.8%）、営業利益は860百万円（前期比78.3%）となりました。

当期は、飼料の販売物量の減少に加えて、販売競争の激化による販売単価の下落等が影響し、減収減益となりました。

④ その他事業

当事業には、不動産賃貸、共同配送センター事業等が含まれております。売上高は36,021百万円（前期比106.7%）、営業利益は1,326百万円（前期比218.6%）となりました。

○ セグメント別売上高内訳

セグメント	売上高	前期比
乳製品	226,950 百万円	106.5 %
飲料・デザート類	269,401 百万円	105.4 %
飼料・種苗	45,955 百万円	96.8 %
報告セグメント計	542,307 百万円	105.1 %
その他	36,021 百万円	106.7 %
合計	578,328 百万円	105.2 %

○ 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、乳製品事業、飲料・デザート類事業、飼料・種苗事業、その他事業であり、事業別の取扱商品類等は次のとおりです。

セグメント	取扱商品類等
乳製品	乳製品（チーズ、バター、粉乳等）、油脂（マーガリン等）、育児品（乳幼児用粉乳等） 他
飲料・デザート類	飲料（牛乳類、果汁飲料等）、ヨーグルト、デザート 他
飼料・種苗	牛用飼料、牧草・飼料作物種子、野菜種子 他
その他	不動産賃貸、共同配送センター事業 他

(4) 設備投資

当社グループでは、中期経営計画に掲げた「事業構造改革」「戦略投資設備の最大活用」等の実現に向けた取組みを中心に15,090百万円の設備投資を実施いたしました。

① 乳製品事業

乳製品事業の設備投資は、主として当社において、新商品開発、合理化、品質保証強化、老朽化設備更新等の設備投資を実施いたしました。

その結果、乳製品事業の設備投資実施額は6,541百万円となりました。

② 飲料・デザート類事業

飲料・デザート類事業の設備投資は、主として当社において、新商品開発、合理化、品質保証強化、老朽化設備更新等の設備投資を実施いたしました。

その結果、飲料・デザート類事業の設備投資実施額は5,136百万円となりました。

③ 飼料・種苗事業

飼料・種苗事業の設備投資は、主として雪印種苗株式会社において、工場、研究所の設備投資等、飼料事業の設備充実を中心に設備投資を実施いたしました。

その結果、飼料・種苗事業の設備投資実施額は875百万円となりました。

④ その他事業

その他事業の設備投資実施額は2,537百万円となりました。

(5) 資金調達

当社は、金融機関より長期借入金として6,000百万円の調達を実施いたしました。主として、長期借入金の償還（21,996百万円）に使用いたしました。

(6) 対処すべき課題

① 中期経営計画

当社は企業価値の向上に向けて「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」を定め、次の4つのコンセプトにより戦略を推進し、収益性を向上させ、次なる成長のための基盤固めを着実にこなしてまいります。

ア. 事業構造改革

円安や乳資源需給逼迫など厳しい経営環境下でも利益を確保すべく、プロダクトミックスの改善、生産物流体制の最適化、業務効率化によるコストダウンおよびコストアップ吸収策の早期実現に取り組み、収益性を向上させてまいります。

イ. 戦略投資設備の最大活用

これまで投資してきた海老名工場と阿見工場を最大活用すべく、販売物量を拡大して工場稼働率を向上させ、安定した利益を確保してまいります。

新工場では円滑な生産移管から安定稼働につなげ、高い生産性、品質、技術力を実現してまいります。

ウ. 成長分野の事業拡大

将来にわたり成長を維持すべく、当社の強みを活かすことができる成長分野に経営資源を重点配分いたします。対象分野は「ヨーグルト」「ナチュラルチーズ」「業務用チーズ」「機能性食品事業」「海外事業」とします。

「ヨーグルト」「ナチュラルチーズ」「業務用チーズ」は、市場規模が継続的に拡大する中で、新商品の投入・育成を図りながら当社のシェアを更に高めてまいります。

「機能性食品事業」は、自社が保有する機能性素材を価値訴求し、拡大する健康食品市場の需要を取り込んでまいります。

「海外事業」は東南アジアでの粉ミルクの販売拡大を中心として、インドネシアでのチーズ拡販や東南アジア地域での新規展開の積極推進を図ります。

エ. 機能強化と体制整備

事業構造改革と成長分野の事業拡大の取組みを支えるべく、研究開発力の強化、品質保証機能の強化、国内原料乳確保のための酪農生産基盤の維持・拡大、海外乳資源の安定確保のための調達体制整備および他社連携を含めた生産物流体制の整備に取り組んでまいります。

② 平成28年度の経営方針

当社は、「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」の達成に向け、平成28年度の経営方針を定め、以下の重要な施策に対し積極的な取組みを進めてまいります。

- ア. 当社グループの有する機能を最大限活用し、グループシナジーを創出することにより、バリューチェーンを強化します。
- イ. 新たな企業価値を創造するための研究開発活動の推進および積極的なマーケティング投資による新たなカテゴリー戦略商品の育成により、乳の新しい価値を創造する「ものづくり」への取組強化を図ります。
- ウ. 阿見工場や海老名工場等の戦略投資設備の最大活用、高付加価値商品の販売拡大によるプロダクトミックスの改善、生産体制や配送体制の効率化により、市場競争力を高める収益基盤の確立を図ります。
- エ. 乳資源の戦略的な活用ならびに海外事業および機能性食品事業の積極的な展開により、新たな環境変化への対応と持続的成長に向けた市場創造に取り組めます。
- オ. CSRの取組レベルを向上し、今後とも社会に信用される企業グループを目指します。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

項目 \ 期別	第4期 (平成25年3月期)	第5期 (平成26年3月期)	第6期 (平成27年3月期)	第7期 (平成28年3月期)
売上高	522,987 百万円	544,907 百万円	549,816 百万円	578,328 百万円
営業利益	15,009 百万円	11,241 百万円	9,381 百万円	14,004 百万円
経常利益	16,384 百万円	9,758 百万円	10,444 百万円	14,223 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,600 百万円	2,569 百万円	3,931 百万円	15,047 百万円
1株当たり当期純利益	141.49 円	37.88 円	57.95 円	221.81 円
総資産	313,569 百万円	334,775 百万円	345,597 百万円	344,194 百万円
純資産	116,684 百万円	116,453 百万円	122,209 百万円	132,401 百万円

② 当社の財産および損益の状況の推移

項目 \ 期別	第4期 (平成25年3月期)	第5期 (平成26年3月期)	第6期 (平成27年3月期)	第7期 (平成28年3月期)
売上高	342,515 百万円	348,866 百万円	340,817 百万円	351,934 百万円
営業利益	11,102 百万円	7,675 百万円	5,716 百万円	9,478 百万円
経常利益	12,067 百万円	8,715 百万円	7,205 百万円	10,248 百万円
当期純利益	6,932 百万円	2,509 百万円	2,930 百万円	12,638 百万円
1株当たり当期純利益	102.17 円	36.98 円	43.20 円	186.30 円
総資産	257,309 百万円	277,285 百万円	287,347 百万円	282,428 百万円
純資産	85,387 百万円	86,463 百万円	89,355 百万円	99,630 百万円

(8) 当社グループの状況 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社等の状況

	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
1	雪印種苗株式会社	4,643百万円	100.0%	農産種子・飼料等の製造・販売
2	ビーンスターク・スノー株式会社	500百万円	80.0%	育児用粉ミルク・フォローアップミルク・離乳食・ヘルスケア等の研究開発、製造・販売
3	ハヶ岳乳業株式会社	60百万円	100.0%	牛乳・チーズ等の製造・販売
4	株式会社クレスコ	38百万円	100.0%	段ボール・紙器等の販売
5	甲南油脂株式会社	100百万円	51.0%	食用油脂類等の製造・販売
6	株式会社雪印パーラー	30百万円	100.0%	食堂・売店経営、乳製品等の販売
7	チエスコ株式会社	472百万円	90.9%	チーズ・食料品の輸入販売
8	株式会社YBS	30百万円	100.0%	ビルの総合保守管理、損害保険代理業
9	株式会社エスアイシステム	400百万円	100.0%	食料品の販売、共配センターの運営受託
10	ニチラク機械株式会社	50百万円	67.6%	食品・化学機器等のプラント設計および施工・製造等
11	雪印オーストラリア有限会社	21,882千A\$	100.0%	乳製品・育児用粉ミルクの製造・販売
12	台湾雪印株式会社	7,000千NT\$	100.0%	乳製品・育児用粉ミルクの輸入販売
13	株式会社ロイヤルファーム	10百万円	48.5%	肉牛の肥育・販売
14	道東飼料株式会社	300百万円	60.0%	配合飼料の製造・販売
15	いばらく乳業株式会社	117百万円	100.0%	牛乳・乳飲料等の製造・販売
16	みちのくミルク株式会社	466百万円	100.0%	牛乳・乳飲料等の製造・販売
17	三和流通産業株式会社	450百万円	100.0%	食料品の販売、共配センターの運営
18	直販配送株式会社	30百万円	70.0%	運送・倉庫業、共配センターの運営受託
19	株式会社RFペンケル牧場	30百万円	49.0%	牧場の経営及び生産品の加工・販売、肥育牛の預託事業
20	株式会社RF青森牧場	5百万円	49.0%	牧場の経営及び生産品の加工・販売、肥育牛の預託事業

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会社間の親子関係の判定は議決権の総数に占める比率によることから、上表においては、出資比率の代わりに議決権比率を記載しております。なお、議決権比率は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。
3. ビーンスターク・スノー株式会社は平成28年4月1日に雪印ビーンスターク株式会社へ社名変更しております。
4. 株式会社ロイヤルファームは、雪印種苗株式会社が議決権比率48.5%を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。
5. 道東飼料株式会社は、雪印種苗株式会社が議決権比率60.0%を所有している子会社です。

6. 株式会社R Fペンケル牧場は、株式会社ロイヤルファームが議決権比率49.0%を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。
7. 株式会社R F青森牧場は、株式会社ロイヤルファームが議決権比率49.0%を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イーエヌ大塚製薬株式会社	1,510百万円	40.0%	医薬品・医薬部外品等の製造・販売

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 主要な営業所および工場

ア. 当社

本社	本社（札幌市）、東京本社（東京都新宿区）
研究所（6箇所）	ミルクサイエンス研究所（埼玉県川越市）、品質保証部分析センター（埼玉県川越市）、食品衛生研究所（埼玉県川越市）、札幌研究所（札幌市）、チーズ研究所（山梨県北杜市）、酪農総合研究所（札幌市）
工場（17箇所）	大樹工場（北海道広尾郡）、磯分内工場（北海道川上郡）、興部工場（北海道紋別郡）、幌延工場（北海道天塩郡）、なかしべつ工場（北海道標津郡）、別海工場（北海道野付郡）、札幌工場（札幌市）、阿見工場（茨城県稲敷郡）、川越工場（埼玉県川越市）、野田工場（千葉県野田市）、海老名工場（神奈川県海老名市）、名古屋工場（名古屋市）、豊橋工場（愛知県豊川市）、京都工場（京都府南丹市）、京都工場池上製造所（京都府南丹市）、神戸工場（神戸市）、福岡工場（福岡市）
販売本部（2箇所）	関東販売本部（東京都新宿区）、関西販売本部（大阪府吹田市）
支店および営業所（18箇所）	北海道統括支店（札幌市）、東北統括支店（仙台市）、北東北営業所（岩手県盛岡市）、首都圏中央支店（東京都新宿区）、首都圏西支店（東京都調布市）、首都圏東支店（千葉市）、首都圏北支店（群馬県高崎市）、新潟営業所（新潟市）、中部統括支店（名古屋市）、静岡営業所（静岡市）、北陸営業所（石川県白山市）、大阪支店（大阪府吹田市）、近畿支店（大阪府吹田市）、中四国支店（広島市）、岡山営業所（岡山市）、四国営業所（香川県高松市）、九州統括支店（福岡市）、南九州営業所（鹿児島県鹿児島市）
お客様センター	お客様センター（東京都新宿区）

イ. 重要な子会社等

セグメント	重要な子会社等の名称（本店所在地）
乳 製 品	ビーンスターク・スノー株式会社（札幌市）、甲南油脂株式会社（神戸市）、チエスコ株式会社（東京都新宿区）、雪印オーストラリア有限公司（オーストラリア国ヴィクトリア州）、台湾雪印株式会社（台湾）
飲料・デザート類	ハケ岳乳業株式会社（山梨県北杜市）、株式会社エスアイシステム（東京都新宿区）、いばらく乳業株式会社（茨城県水戸市）、みちのくミルク株式会社（宮城県大崎市）、三和流通産業株式会社（さいたま市）
飼 料 ・ 種 苗	雪印種苗株式会社（札幌市）、道東飼料株式会社（北海道釧路市）
そ の 他	株式会社クレスコ（東京都北区）、株式会社雪印パーラー（札幌市）、株式会社YBS（東京都新宿区）、ニチラク機械株式会社（北海道江別市）、株式会社ロイヤルファーム（青森県十和田市）、直販配送株式会社（東京都渋谷区）、株式会社RFペンケル牧場（北海道二海郡）、株式会社RF青森牧場（青森県十和田市）

④ 従業員の状況

ア. 当社グループの従業員数

セグメント	従業員数	前期末比増減
乳 製 品	1,771名	11名減
飲料・デザート類	1,993名	48名減
飼 料 ・ 種 苗	338名	32名減
そ の 他	721名	39名増
計	4,823名	52名減

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

イ. 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	
男	性	2,584名	92名減	39.9歳
女	性	425名	11名増	35.5歳
計または平均		3,009名	81名減	39.3歳

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額		
	短期	長期	計
農林中央金庫	7,650 百万円	14,153 百万円	21,803 百万円
株式会社みずほ銀行	2,571 百万円	4,745 百万円	7,316 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,550 百万円	4,718 百万円	7,268 百万円
みずほ信託銀行株式会社	504 百万円	944 百万円	1,448 百万円
株式会社日本政策金融公庫	—	5,912 百万円	5,912 百万円
株式会社日本政策投資銀行	—	2,640 百万円	2,640 百万円

(注) 長期の欄には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,751,855株（自己株式 2,914,832株を含む。）
- (3) 株主数 55,171名（前期末比 6,391名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	9,237 ^{千株}	13.61%
農 林 中 央 金 庫	6,728 ^{千株}	9.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口)	3,703 ^{千株}	5.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,106 ^{千株}	3.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,665 ^{千株}	2.45%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	1,592 ^{千株}	2.34%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,243 ^{千株}	1.83%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,233 ^{千株}	1.81%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,211 ^{千株}	1.78%
雪 印 メ グ ミ ル ク 従 業 員 持 株 会	1,171 ^{千株}	1.72%

(注) 当社は、自己株式2,914,832株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
西尾啓治	代表取締役社長	経営全般 全国飲用牛乳公正取引協議会 委員長 チーズ普及協議会 会長 チーズ公正取引協議会 委員長
難波隆夫	代表取締役副社長	経営全般社長補佐 監査・ロジスティクス担当
石田隆廣	代表取締役副社長	経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当
世古康	取締役	財務・IT企画推進担当、総合企画室副担当
山登正夫	取締役	生産統括・生産管理担当
幸坂眞也	取締役	総合企画室・管理・広報担当
土岡英明	取締役	家庭用事業管掌・広域営業担当
池浦靖夫	取締役	北海道本部・酪農総合研究所担当、酪農副担当
小西寛昭	取締役	研究開発・商品開発・ミルクサイエンス研究所・品質保証担当
西馬場茂	取締役	業務製品事業担当
城端克行	取締役	生産統括・生産管理副担当
内田彰彦	取締役	海外事業・資材調達担当
小板橋正人	取締役	酪農・社史編纂担当
笠松宏一	取締役	関係会社統括・機能的食品事業・CSR担当
板橋登志雄	取締役	マーケティング・乳食品事業・市乳事業担当
阿南久	取締役	一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事
千葉忍	常勤監査役	
大森節也	常勤監査役	
新庄忠夫	監査役	
西川郁生	監査役	慶應義塾大学商学部 教授 エーザイ株式会社 社外取締役 日本電産株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 阿南久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 新庄忠夫氏および西川郁生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 西川郁生氏は、公認会計士であり、企業会計について高い専門性を有しております。
 4. 取締役 阿南久氏、監査役 新庄忠夫氏および西川郁生氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 5. 多田義昭氏は、平成27年6月25日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	21 ^名	396 ^{百万円}
監 査 役	5 ^名	54 ^{百万円}
計	26 ^名	451 ^{百万円}

(注) 上記には、当期中に退任した取締役5名および監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

取締役 阿南久氏は、一般社団法人消費者市民社会をつくる会の代表理事を兼務しております。当社と同会との間には、特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との兼職状況

監査役 西川郁生氏は、慶應義塾大学商学部教授、エーザイ株式会社の社外取締役および日本電産株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とこれら兼職先との間には、特別な関係はありません。

③ 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	阿 南 久	平成27年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、意見を述べております。また、平成27年7月1日から当社企業倫理委員会委員長に就任し、当社取締役会に対して企業倫理および品質等に関する提言・勧告ならびに検証を行なっております。
監 査 役	新 庄 忠 夫	当事業年度開催の取締役会26回および監査役会26回の全てに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、農林水産業に関する幅広い知識と経験から意見を述べております。
監 査 役	西 川 郁 生	当事業年度開催の取締役会26回のうち23回、監査役会26回の全てに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。

⑤ 社外役員の報酬等の総額

	員 数	報酬等の総額	親会社または子会社等からの役員報酬等
社外役員 の報酬等の総額等	4 名	26 百万円	—

(注) 上記には、当期中に退任した社外取締役1名を含んでおります。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く。）および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く。）および監査役ともに、金10百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

60百万円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

78百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手するとともに、報告を受け、会計監査人の監査報告の内容、会計監査人の執務状況および報酬額の見積りの算定根拠等が適切であるかについて確認し審議した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意をしております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に規定された監査役会による会計監査人の解任のほか、当社会計監査人として、監査を遂行するにふさわしくないと認められる場合に監査役会の決定により「会計監査人の解任または不再任」に関する議案を株主総会に提案いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3箇月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組みおよび当社に対する監査業務は、適正に遂行されていることを評価し、引き続き同監査法人による監査を行なうことが適当との判断にいたっております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、取締役会において決議し、運用しております。

その内容は、次のとおりであります。

1. 内部統制の基本方針

- (1) 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤の一つと捉え、当社グループが持続的に成長して、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっていく。
- (2) 内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努める。
- (3) 当社グループは、企業理念を実現するために、「雪印メグミルクグループC S R方針」に基づき、C S R経営を積極的に推進する。また、当社社長を委員長とする「C S R委員会」を設置し、C S R活動を積極的に展開する。
- (4) グループ各社の役員・社員が企業活動を行なううえで、守るべき行動の規範を定め、企業倫理の徹底を図っていく。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員・社員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年役員全員が社長に宣誓書を提出し、社長はC S R担当役員に提出する。
- (2) 「取締役会規則」に基づき、毎月定期的に取り締会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 取締役会の諮問機関として「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理委員（社外委員）は社外の立場から経営に対する提言、勧告および実施状況の検証を行ない、これを取締役に報告する。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行なう。
- (5) 社外取締役および社外監査役は、当社と利害関係を有しない外部の有識者として、取締役の職務執行に対する監督および監査の強化を図る。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「取締役会規則」「文書等管理規則」ならびに「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規則」に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報などを適切に保存し、管理する。
- (2) 保存および管理された情報は、取締役および監査役の求めに応じて、いつでも閲覧可能なものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動全般にわたり生じ得る様々なリスクを把握し、適切に対応するため、リスク管理体制を整備する。
- (2) 経営戦略や利益計画に基づく諸施策の実効性や進捗管理については、担当部署においてそのリスクの把握と対応策の検討を行ない、取締役会や経営執行会議において審議のうえ、対応策を決定する。
- (3) 為替・金利等の市場リスクや取引先の与信リスクについては、「経理規則」に基づき、担当部署が管理を行ない、経営執行会議等にて全社的なリスク管理を行なう。
- (4) メーカー固有のリスクである品質リスクについては、「MSQS規則」に基づき、日次でリスク管理を行なう。また、品質リスクの年間総括を行なったうえで、品質保証方針・計画を策定し、品質保証体制の改善を図る。
- (5) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、問題の大きさに応じて「対策本部」等の組織を編成し、迅速に必要な初期対応を行ない、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規則」「執行役員規則」「職務権限規則」および「稟議規則」に基づき、責任と権限の範囲を明確にするとともに、業務執行権限を執行役員に委譲し、適正かつ効率的に取締役が職務の執行を行なう体制をとる。
- (2) 取締役は、監督機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化を図る。
- (3) 取締役会は、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 「経理規則」に基づき、適正な会計処理を実施する。
- (2) 「財務報告内部統制規則」に基づき、財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する。
- (3) 連結ベースの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、グループ全体の財務報告に係る内部統制を整備し、その運用を行ない、適切に評価する。

7. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員・社員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年社員全員が社長に宣誓書を提出する。
- (2) 「自主行動基準」の徹底・推進を図るため、コンプライアンスを統括する部署を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に遂行する。
- (3) コンプライアンス活動への取組み・遵守状況については、「企業倫理委員会」に適時、報告する。
- (4) 社内の全部署にCSRリーダーを配置し、「食の責任を強く認識し、果たしていくことを誓う日の活動」を始め、コンプライアンスの徹底に向けた取組みを計画的に実施する。また、CSRリーダーのスキルアップのための研修会や情報共有化のための合同会議等を実施する。
- (5) 内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、監査役および会計監査人と連携し、業務の適正性および効率性を検討・評価する。また、コンプライアンスの遵守状況に関する監査を行ない、問題がある場合は取締役および監査役に報告する。
- (6) 内部通報相談窓口として「雪印メグホットライン」を、社外通報相談窓口として「社外（弁護士）ホットライン」を設置し、公益通報の窓口として活用するとともに、コンプライアンス上の問題をはじめ、様々な疑問・相談・提案などを受け付ける。ホットラインへの通報・相談および対応状況については、通報・相談者が特定できない形で毎週経営層に報告するとともに、「企業倫理委員会」へも毎月報告する。

8. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社規則」に基づき、グループ会社から報告を受けるとともに、定期的かつ必要に応じてモニタリングを実施し、親会社として適切な指導・監督を行なう。
 - ① グループ会社を管理する部署を定めるとともに、協定書を締結したグループ会社については、経営上の重要な案件の事前協議を行なう。
 - ② グループ会社全体に生じ得る様々なリスクを把握し、適切に対応するため、損失につながるリスクおよび管理状況を定期的に確認するとともに、リスクの顕在化またはその懸念があるときは、適時適切な報告を受ける。
 - ③ 内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、グループ会社の監査を実施する。
- (2) グループ社長会を定期的に行なう。
- (3) グループ監査役会では、グループの監査方針の徹底を図る。
- (4) 全てのグループ会社に対し、「雪印メグミルクグループ行動規範」および「雪印メグミルクグループCSR方針」の徹底を図る。
- (5) 内部通報相談窓口の「雪印メグホットライン」と、社外通報相談窓口の「社外（弁護士）ホットライン」は、グループ会社も対象とし、適切に運営する。

9. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、「危機管理規則」において、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る体制を整える。

10. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役職務執行を補助するために、その職務を補助するスタッフ（補助者という）を1名以上おく。
- (2) 監査役は、監査役監査の環境整備や監査役を補助する使用人に関して、取締役に対して体制の整備を要請できる。

11. 職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者については、「職務分掌規則」等の社内規定や「監査役監査規則」において、取締役からの独立性を明確にする。

12. 職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助者の指名は、監査役の意見を参考にして行なう。
- (2) 補助者は、取締役から独立し、監査役を補助する業務の遂行にあたっては、会社から制約を受けない。補助者が会社から不当な制約を受けた場合は、監査役の求めに応じ、制約を排除する等適切に対応する。

13. 監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ① 監査役は、取締役会や経営執行会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受ける。
 - ② 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行なう。
 - ③ 監査役は、取締役および社員に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - ① 内部監査部門は、グループ会社に対する監査の結果を監査役に報告する。
 - ② グループ会社から提出された経営に関する重要な情報は、監査役に随時報告する。
 - ③ 監査役は、グループ会社の役員・社員に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。

14. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 「雪メグホットライン」および「社外（弁護士）ホットライン」への通報があった場合、通報の概要および通報者のその後の処遇について、監査役も出席する「企業倫理委員会」で報告する。
- (2) 監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いをしない。

15. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に関して生じた費用は、会社が負担する。

16. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、効果的な監査を行なうため、会計監査人および内部監査部門と定期的に協議および意見交換を行ない、内部監査部門に対しては必要に応じて調査・報告を求める。
- (2) 取締役は、監査役の円滑な監査活動に協力する。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 法令・定款への適合

- (1) 全役職員は、「雪印メグミルク行動基準」の遵守を誓い、「雪印メグミルク行動基準宣誓書」を提出し、遵守への意識を確認しております。
- (2) 「食の責任を強く認識し、果たしていくことを誓う日の活動」を年2回実施し、食品企業に従事する者としてのコンプライアンス意識の向上を図っております。
- (3) 企業倫理委員会を毎月開催し、経営全般に対して「社外の眼」による検証や提言を行なっております。
- (4) 雪印メグミルクグループ全社を対象とした内部通報窓口および社外通報窓口を設置し、企業倫理委員会において対応状況を確認しております。

2. リスク管理

- (1) 取締役会および経営執行会議において、事業別の業績状況を定期的に確認し、利益計画の進捗を管理しております。また、中期経営計画の諸施策の実施状況については経営執行会議で定期的に確認し、必要な対応を協議しております。
- (2) 全ての部署で潜在リスクを洗い出したうえで、必要な対応策を実施するとともに、毎週、リスク連絡会を開催し、発生したリスクへの対応状況を確認しております。また、品質リスクについては、日々役員のほか関係者に報告するとともに、原因究明と再発防止に取り組んでおります。

3. 取締役の職務の執行

- (1) 職務の分担を定め、責任範囲を明確にするとともに、執行役員制度により執行と監督の分離を図っております。
- (2) 更なる監督機能の強化および経営の意思決定の迅速化を図るため、平成28年2月25日開催の取締役会で監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしました。

4. グループ会社の管理

- (1) 主要なグループ企業と協定書を締結するとともに、グループ各社の経営状況を確認し、グループ一丸となって課題の早期解決に努めております。
- (2) 内部監査部門は、主要なグループ企業に対して会計監査および業務監査を実施し、指摘事項については是正状況を確認しております。
- (3) グループ企業の監査役によるグループ監査役会を年3回開催し、監査方針・計画等の共有化を行なうとともに、監査上の課題等について意見交換を行なっております。

5. 監査役の職務の執行

- (1) 監査役は、経営の方向性および監査役監査から見た課題等について年2回、代表取締役との意見交換を行なっております。
- (2) 監査役は、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に陪席し、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、取締役および使用人等から報告を受けるとともに、取締役が決裁する稟議書や内部監査に関する報告書等の閲覧を行なっております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長・拡大戦略に備え財務の充実を図りながら、株主への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本としております。

配当につきましては、連結配当性向20%以上を目標とし、連結業績や財務状況等を総合的に勘案して、安定的な配当の継続に努めてまいります。

この配当方針のもと、当期の配当につきましては、前期と同額の1株当たり30円とさせていただきます。

以 上

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	141,943	(負債の部)	211,792
現金及び預金	15,503	流動負債	131,959
受取手形及び売掛金	65,338	支払手形及び買掛金	61,238
商品及び製品	35,842	短期借入金	16,930
仕掛品	1,119	1年内返済予定の長期借入金	17,694
原材料及び貯蔵品	15,468	リース債務	967
繰延税金資産	4,498	未払金	11,045
未収入金	2,516	未払法人税等	6,417
その他	2,133	未払費用	7,500
貸倒引当金	△479	繰延税金負債	318
		繰延税金負債	4
		賞与引当金	4,554
		その他の	5,286
固定資産	202,250	固定負債	79,832
有形固定資産	166,098	長期借入金	53,380
建物及び構築物	45,874	長期預り金	5,053
機械装置及び運搬具	59,772	リース債務	5,301
工具、器具及び備品	3,810	繰延税金負債	993
土地	51,059	再評価に係る繰延税金負債	4,043
リース資産	5,363	退職給付に係る負債	9,029
建設仮勘定	217	役員退職慰労引当金	254
無形固定資産	5,881	ギフト券引換引当金	214
リース資産	82	資産除去債務	464
ソフトウェア	4,980	その他の	1,097
施設利用権	695	(純資産の部)	132,401
その他	123	株主資本	119,295
投資その他の資産	30,270	資本金	20,000
投資有価証券	24,333	資本剰余金	17,580
長期前払費用	382	利益剰余金	86,269
繰延税金資産	2,270	自己株式	△4,554
その他	4,104	その他の包括利益累計額	10,770
貸倒引当金	△819	その他有価証券評価差額金	4,465
		繰延ヘッジ損益	△489
		土地再評価差額金	9,067
		為替換算調整勘定	324
		退職給付に係る調整累計額	△2,597
		非支配株主持分	2,335
合計	344,194	合計	344,194

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	578,328
売 上 原 価	444,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	133,851
営 業 利 益	119,847
営 業 外 収 益	14,004
受 取 利 息	55
受 取 配 当 金	805
受 取 補 償 金	244
助 成 金 収 入	401
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	143
そ の 他	603
営 業 外 費 用	887
支 払 利 息	535
為 替 差 損	612
そ の 他	2,035
経 常 利 益	14,223
特 別 利 益	11,633
固 定 資 産 売 却 益	293
そ の 他	11,926
特 別 損 失	6
固 定 資 産 売 却 損	1,396
固 定 資 産 除 却 損	1,096
減 損 損 失	646
関 係 会 社 事 業 損 失	779
そ の 他	3,925
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	22,225
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,813
法 人 税 等 調 整 額	289
7,102	7,102
当 期 純 利 益	15,123
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	75
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,047

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
当期首残高	20,000	17,580	69,194	△4,541	102,233
当期変動額					
土地再評価差額金の取崩			4,062		4,062
剰余金の配当			△2,035		△2,035
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,047		15,047
自己株式の取得				△13	△13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	17,075	△13	17,061
当期末残高	20,000	17,580	86,269	△4,554	119,295

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非 支 配 株 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損 益	延 滞 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	地 価 調 整 為 替 換 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	給 付 調 整 額		
当期首残高	4,590	△79	12,904	567	△290	17,693	2,282	122,209	
当期変動額									
土地再評価差額金の取崩								4,062	
剰余金の配当								△2,035	
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,047	
自己株式の取得								△13	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△124	△410	△3,837	△243	△2,306	△6,922	53	△6,869	
当期変動額合計	△124	△410	△3,837	△243	△2,306	△6,922	53	10,192	
当期末残高	4,465	△489	9,067	324	△2,597	10,770	2,335	132,401	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	科 目		科 目	科 目	
流 動 資 産		101,646	流 動 負 債		115,988
現金及び預金		7,599	支払手形		3,916
受取手形		9	買掛金		39,728
売掛金		42,524	短期借入金		25,740
商品及び製品		24,520	1年内返済予定の長期借入金		17,406
仕掛品		611	リース負債		655
材料及び貯蔵品		13,026	未払法人税等		8,437
前払費用		202	未払消費税		5,556
関係会社短期貸付金		328	未払費用		6,646
繰延税金資産		6,672	前払費用		28
繰延税金資産		3,561	関係会社短期貸付金		182
繰延税金資産		2,629	繰延税金資産		3,326
繰延税金資産		△40	繰延税金資産		2,237
固 定 資 産		180,782	固 定 負 債		66,810
有形固定資産		139,860	長期借入金		52,881
建物		30,238	長期借入金		2,061
構築物		6,090	繰上り入金		406
機械及び装置		53,792	繰上り入金		983
車両運搬具		46	繰上り入金		4,043
工具、器具及び備品		3,117	繰上り入金		1,083
土地		44,249	繰上り入金		213
一仮資産		2,134	繰上り入金		4,433
建設仮勘定		190	繰上り入金		59
無 形 固 定 資 産		5,086	繰上り入金		644
借入地		19	負 債 合 計		182,798
ソフトウエア		4,394	純資産の部		
施設		652	株 主 資 本		86,726
リース資産		20	資本金		20,000
投 資 資 産		35,834	資本剰余金		35,324
投資有価証券		14,189	資本剰余金		5,000
関係会社出資		20,090	資本剰余金		30,324
長期貸付金		3	資本剰余金		35,957
前払年金費用		0	資本剰余金		35,957
長期前払費用		131	資本剰余金		3,246
繰上り入金		624	繰上り入金		32,711
繰上り入金		686	繰上り入金		△4,554
繰上り入金		126	繰上り入金		12,903
繰上り入金		688	繰上り入金		4,321
繰上り入金		△705	繰上り入金		△486
			繰上り入金		9,067
資 産 合 計		282,428	純 資 産 合 計		99,630
			負 債 純 資 産 合 計		282,428

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		351,934
売上原価		239,740
売上総利益		112,194
販売費及び一般管理費		102,715
営業利益		9,478
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	1,423	
助成金収入	400	
その他	511	2,419
営業外費用		
支払利息	880	
為替差損	407	
その他	361	1,649
経常利益		10,248
特別利益		
固定資産売却益	11,638	
その他	231	11,869
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	1,214	
減損	956	
関係会社事業損失	646	
その他	695	3,514
税引前当期純利益		18,603
法人税、住民税及び事業税	5,439	
法人税等調整額	525	5,964
当期純利益		12,638

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	20,000	5,000	30,324	35,324	483	20,807	21,291	△4,541	72,073	
当期変動額								—		
圧縮積立金の積立					2,763	△2,763	—		—	
土地再評価差額金取崩額						4,062	4,062		4,062	
剰余金の配当						△2,035	△2,035		△2,035	
当期純利益						12,638	12,638		12,638	
自己株式の取得								△13	△13	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	2,763	11,903	14,666	△13	14,652	
当期末残高	20,000	5,000	30,324	35,324	3,246	32,711	35,957	△4,554	86,726	

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	4,465	△88	12,904	17,281	89,355
当期変動額					
圧縮積立金の積立					—
土地再評価差額金取崩額					4,062
剰余金の配当					△2,035
当期純利益					12,638
自己株式の取得					△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△143	△397	△3,837	△4,378	△4,378
当期変動額合計	△143	△397	△3,837	△4,378	10,274
当期末残高	4,321	△486	9,067	12,903	99,630

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

雪印メグミルク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 口 潤 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 口 俊 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、雪印メグミルク株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、雪印メグミルク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、会社及び国内連結子会社は建物以外については主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

雪印メグミルク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 口 潤 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 口 俊 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、雪印メグミルク株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、会社は建物以外については主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議を行ない、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法ならびにその内容

私達は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針・計画に従い、代表取締役から経営の方向性を聴取するとともに、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査環境の整備に努めました。併せて取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な支店・工場等において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築および運用状況を監査いたしました。

なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている、株式会社の支配に関する基本方針および当該基本方針に基づく取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務の状況等を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

雪印メグミルク株式会社 監査役会

常勤監査役 千 葉 忍 ⑩

常勤監査役 大 森 節 也 ⑩

社外監査役 新 庄 忠 夫 ⑩

社外監査役 西 川 郁 生 ⑩

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

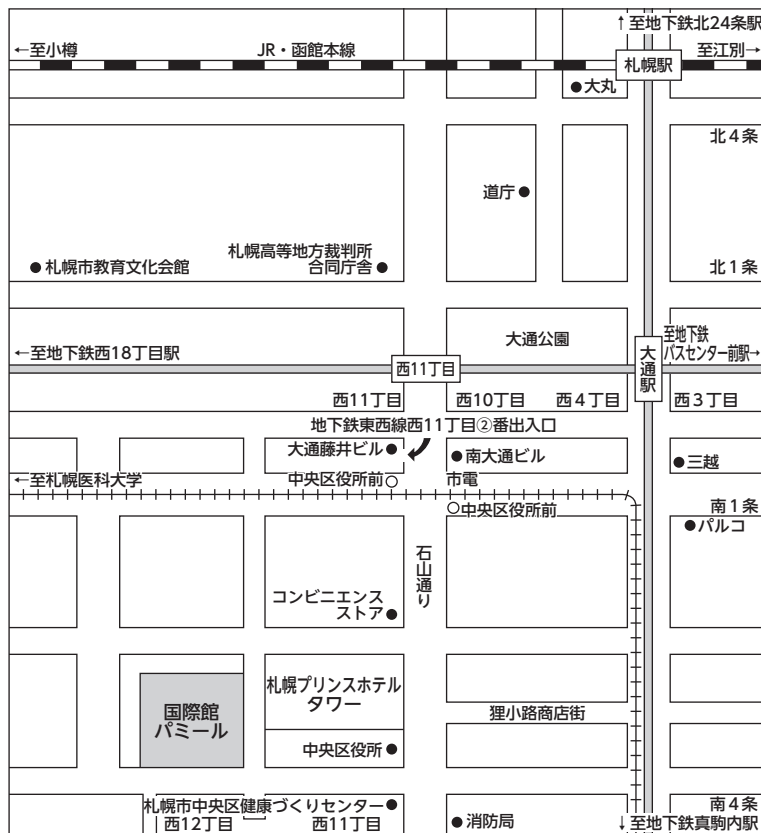
連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南三条西十二丁目
 札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階
 電話 011-241-1111



[交通機関]

- 地下鉄東西線 西11丁目駅下車 ②番出口から徒歩約5分
- 札幌駅からタクシー約10分

長い傘や大きなお荷物等は、株主総会会場にお持ち込みいただけません。
 会場1階のクロークにお預けのうえ、ご入場くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。